

学校施設の使用にかかる運用について

【申請から使用までの流れ】

〈申請〉

使用希望日の5日前までに「鯖江市立学校施設使用許可申請書」により校長を経由して教育委員会に申請してください。

〈使用決定、使用料の納入〉

学校施設の使用が許可された場合は「鯖江市立学校施設使用許可書」および使用料の納入通知書が届きますので、使用料を学校施設の使用日までに納付してください。

※ただし、使用料が免除になっている団体については、納入通知書は届きません。

〈学校施設使用前〉

各小中学校の職員玄関付近に設置した黒色のキーボックスにパスワードを入力し、鍵を取り出してください。パスワードについては、鯖江市立学校施設使用許可書とともに通知します。パスワードの利用できる時間についても、記載しております。

〈学校施設使用后〉

清掃を徹底し、パスワードの利用時間内に鍵をキーボックスに戻してください。

【問合せ先】

鯖江市教育委員会教育政策課

TEL：0778-53-2250